

京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱

平成27年	4月10日	制定
平成28年	4月1日	改正
平成28年12月	1日	改正
平成29年	4月6日	改正
平成29年	9月1日	改正
平成30年	4月2日	改正
平成30年	7月20日	改正
平成31年	4月1日	改正
令和2年	4月1日	改正
令和3年	4月1日	改正

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に存する木造住宅及び京町家等の耐震改修を促進するため、当該木造住宅の所有者又は居住者（所有又は居住する予定の者を含む。以下「所有者等」という。）に対する木造住宅耐震診断士等の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 木造の一戸建て住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもので、店舗等の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）であり、以下のいずれかに該当するもの。ただし、京町家等を除く。
 - ア 建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和55年7月14日政令第196号）の施行の際（昭和56年6月1日）、現に存し、又は現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中であったもの
 - イ 地震（京都府住宅耐震診断事業費補助金交付要綱第3条第一号イに規定する地震をいう。）による被害を受けたことについて、り災証明書により証明されているもの
- (2) 伝統的軸組構法 柱、梁等の主要構造部が木造であり、貫、差し鴨居又は土壁等が多く用いられている木造軸組構法をいう
- (3) 京町家等 伝統的軸組構法により建築された木造の一戸建て住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもので、店舗等の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）であって、建築基準法の規定が適用されるに至った際（昭和25年11月23日）、現に存し、又は現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中であったものをいう。
- (4) 耐震診断 地震に対する木造住宅及び京町家等の安全性を評価することをいう。
- (5) 耐震改修基本計画作成 将来の耐震改修の実施に向けて、耐震改修の基本計画（以下「基本計画」という。）を作成することをいう。

- (6) 診断事業 第4章の規定により、耐震診断を希望する木造住宅及び京町家等の所有者等に対し、耐震診断を実施することをいう。
- (7) 基本計画作成事業 第5章の規定により、基本計画作成を希望する京町家等の所有者等に対し、基本計画作成を実施することをいう。
- (8) 木造住宅耐震診断士 第4条の規定による登録を受けた者で、次に掲げるいずれかの方法により、耐震診断を実施する者をいう。
 - ア 建築物の耐震改修の促進に関する法律第4条第2項第3号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年1月25日国土交通省告示第184号の別添をいう。以下「国指針」という。）の第1第1号及び第3号に基づく方法
 - イ 国指針の第1本文ただし書の規定に基づき国土交通大臣が認めた木造住宅の耐震診断の方法
- (9) 京町家耐震診断士 第4条の規定による登録を受けた者で、京都市都市計画局が直近で発行している「京町家の限界耐力計算による耐震設計および耐震診断・耐震改修指針」（以下「指針」という。）に基づく方法により、耐震診断及び基本計画作成を実施する者をいう。
- (10) 現地調査診断士 診断事業において現場調査及び図面作成並びに構造診断士に対する技術的助言（構造診断士が図面作成を行うことに現地調査診断士が同意する場合にあっては、図面作成を除く。）を行い、基本計画作成事業において耐震改修の工事費概算見積りを作成する者をいう。
- (11) 構造診断士 診断事業において現場調査及び指針に基づく構造計算（構造診断士において図面作成を行う場合にあっては、図面作成を含む。）を行い、基本計画作成事業において基本計画（耐震改修の工事費概算見積りを除く。）を作成する者をいう。
- (12) 木造住宅耐震診断士等 木造住宅耐震診断士及び京町家耐震診断士をいう。

第2章 木造住宅耐震診断士等の登録

（資格）

第3条 木造住宅耐震診断士の登録を受けようとする者は、次に掲げる要件のいずれにも適合することを要する。

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条に規定する耐震診断資格者で木造耐震診断資格者講習（一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づくものに限る。）（以下「資格者講習」という。）を修了した者であること。
 - (2) 本市の区域内に存する建築士事務所に所属している者であること。
- 2 現地調査診断士の登録を受けようとする者は、次に掲げる要件のいずれにも適合することを要する。
- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 一級建築大工技能士（職業能力開発促進法第50条第1項に規定する技能士をいう。）の資格を有する者
 - イ 伝統的軸組構法による木造住宅の施工又は工事監理に関して5年以上の実務経験を有する者

- (2) 本市の区域内に存する建築士事務所（建築士法第23条第1項に規定する建築士事務所をいう。以下同じ。）又は工務店（建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可を受けている工務店をいう。）（以下これらを合わせて「建築士事務所等」という。）に所属している者であること。
 - (3) 京町家等に係る派遣事業の事務等に関し必要な知識を修得させることを目的として、本市が行う京町家耐震診断士登録講習会（以下「登録講習会」という。）を修了した者であること。
- 3 構造診断士の登録を受けようとする者は、次に掲げる要件のいずれにも適合することを要する。
- (1) 一級建築士（建築士法第2条第2項に規定する一級建築士をいう。以下同じ。）の資格を有する者であること。
 - (2) 本市の区域内に存する建築士事務所所属している者であること。
 - (3) 登録講習会を修了した者であること。

（登録）

第4条 木造住宅耐震診断士の登録を受けようとする者は、登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に登録の申請をしなければならない。

- (1) 資格者講習を修了したことを証する書類の写し
 - (2) 建築士免許証の写し
 - (3) 建築士事務所登録通知書の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 現地調査診断士の登録を受けようとする者は、登録申請書に次に掲げる書類を添付して市長に登録の申請をしなければならない。
- (1) 次のいずれかの書類
 - ア 第3条第2項第1号アに該当することを証する技能検定の合格証書の写し
 - イ 第3条第2項第1号イに該当することを証する実務経験申告書
 - (2) 建築士事務所登録通知書又は建設業許可証明書の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 構造診断士の登録を受けようとする者は、登録申請書に次に掲げる書類を添付して市長に登録の申請をしなければならない。
- (1) 一級建築士免許証の写し
 - (2) 建築士事務所登録通知書の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 4 前3項の規定に基づく申請を行おうとする者は、当該申請について所属する建築士事務所等の同意を得ていなければならない。
- 5 市長は、第1項から第3項までの規定による申請があった場合において、登録申請書の内容を確認し、申請者が木造住宅耐震診断士等として適当であると認めるときは、当該申請者について、別表（い）欄に掲げる区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる事項を登録簿（第2号様式）に登録するものとする。
- 6 市長は、前項の規定により登録簿に登録したときは、当該木造住宅耐震診断士等に対し、登録証（第3号様式）を交付するものとする。
- 7 木造住宅耐震診断士等は、3年に一度、市長が定める時期に登録更新届（第4号様式）によ

り登録の更新を行わなければならない。

8 市長は、登録簿を毎年度更新するものとする。

(申請事項の変更等の届出)

第5条 木造住宅耐震診断士等は、前条第1項から第3項までに規定する登録申請書の記載事項に変更があったときは、申請事項変更届(第5号様式)により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 木造住宅耐震診断士等は、前条第6項に規定する登録証を亡失したときは、登録証亡失届(第6号様式)により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 木造住宅耐震診断士等は、登録の取消しを求めるときは、登録取消届(第7号様式)により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第6条 市長は、木造住宅耐震診断士等が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該木造住宅耐震診断士等の登録を抹消し、登録抹消通知書(第8号様式)により通知するものとする。

(1) 前条第3項の規定による登録取消届の提出があったとき。

(2) 第3条に規定する資格を失ったとき。

(3) 死亡したとき。

(4) 虚偽の申請その他不正な行為により登録を受けたとき。

(5) 次条の規定に違反したとき。

(6) 第4条第7項の規定による登録の更新を行わないとき。

(7) 正当な理由なく、継続して第12条第2項又は第25条第2項の規定による派遣の依頼を受けないとき。

(8) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長から木造住宅耐震診断士等の登録を抹消された者は、前項の規定による登録抹消通知書を受けた日から10日以内に、登録証を市長へ返還しなければならない。

(守秘義務等)

第7条 木造住宅耐震診断士等は、派遣事業に関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。前条の規定による登録の抹消後も、同様とする。

2 木造住宅耐震診断士等は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 派遣事業に関し、第11条及び第24条の規定による申請者から、第16条及び第27条の規定による申請者負担金以外の金銭を受け取ること。

(2) 第11条及び第24条の規定による申請者に対し、不必要な工事をあおること。

(3) その他木造住宅耐震診断士等としてふさわしくない行為を行うこと。

(派遣事業の覚書)

第8条 市長は、木造住宅耐震診断士等が所属する建築士事務所等と、当該木造住宅耐震診断士等の派遣事業に関する覚書を締結するものとする。

(研修会)

第9条 市長は、木造住宅耐震診断士等の技術力の向上等を図るため、必要に応じて、派遣事業の実施に関し必要な事項について研修会を開催するものとする。

2 木造住宅耐震診断士等は、特別の事情がない限り、前項の研修会を受講しなければならない。

3 第1項の規定による研修会のうち市長が認めるものは、登録講習会とみなすことができる。

第3章 派遣事業の対象

(対象建築物)

第10条 診断事業の対象となる建築物は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとする。

- (1) 本市の区域内に存する建築物であること。
 - (2) 木造住宅又は京町家等であること。
 - (3) 現に居住の用に供している建築物（空き家である建築物においては、居住の用に供する予定のものに限る。）であること。
 - (4) 地階を除く階数が3以下（京町家等にあつては2以下）であること。
 - (5) 延べ面積が500平方メートル以下であること。
 - (6) 公的機関が所有する建築物でないこと。
 - (7) 過去に構造評点が1.0相当以上となる耐震改修を行っていないこと。
 - (8) 平成16年12月1日以降に診断事業を利用していないこと。
- 2 基本計画作成事業の対象となる建築物は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとする。
- (1) 前項第1号から第7号までに掲げる基準（ただし、第2号のうち木造住宅を除く。）
 - (2) 診断事業による耐震診断を既に完了し、耐震診断の結果、構造評点が1.0相当未満であること。
 - (3) 診断事業の完了後に対象建築物の増築、改築、修繕、模様替え又は一部の除却等を行っていないこと。
 - (4) 過去に京都市木造住宅耐震改修計画作成補助金交付要綱（平成30年3月31日廃止）に基づく補助金の交付を受けていない建築物であること。

第4章 診断事業の実施

(申込み)

第11条 診断事業の利用を申請しようとする所有者等（以下、この章において「申請者」という。）は、派遣申込書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(決定等)

第12条 市長は、前条の規定による申込みがあつた場合において、診断事業を実施することを適当と認めるときは、診断事業の実施を決定し、その旨を派遣決定通知書（第10号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、第8条の規定により覚書を締結した建築士事務所等に対して、次に掲げる対象建築物の区分に応じ、各号に掲げる者の派遣を派遣依頼書（第11号様式）により依頼するものとする。

- (1) 木造住宅 木造住宅耐震診断士
- (2) 京町家等 現地調査診断士及び構造診断士

3 前項第2号の規定により依頼を行うものであつて、現地調査診断士の登録を受けている構造診断士（現地調査診断士の登録を受けていない構造診断士であつて、市長が京町家等の施工について十分な技術と実績を持つと認めた者を含む。以下この項及び第25条第3項において同じ。）に依頼を行う場合は、当該構造診断士のみの派遣を依頼することができる。

(承諾)

第13条 前条第2項の規定により派遣の依頼を受けた建築士事務所等は、市長に対して、当該建築士事務所等に所属する木造住宅耐震診断士等の派遣を承諾する旨を派遣承諾書（第12号様式）により通知するものとする。

(登録証の提示)

第14条 木造住宅耐震診断士等は、診断事業に係る現地調査を行うときは、登録証を携帯し、申請者に提示しなければならない。

(関係権利者の同意)

第15条 申請者が居住者（居住予定者を含む。）の場合、申請者は、診断事業の実施に関する所有者の派遣同意書（第13号様式）を木造住宅耐震診断士等に提出しなければならない。

2 申請者は、木造住宅耐震診断士等が次の各号に掲げる対象建築物の現地調査に派遣された場合、木造住宅耐震診断士等に、当該各号に掲げる者の派遣同意書（第13号様式）を提出しなければならない。

- (1) 長屋又は共同住宅 診断事業の実施に関する他の住戸の所有者及び居住者
- (2) 借家 診断事業の実施に関する借家人

(申請者負担金の支払)

第16条 申請者は、木造住宅耐震診断士等が派遣されたときは、交通費等の実費相当分として、次の各号に掲げる木造住宅耐震診断士等の区分に応じ、当該各号に掲げる申請者負担金を当該木造住宅耐震診断士等が所属する建築士事務所等に支払うものとする。

- (1) 木造住宅耐震診断士 2,000円
- (2) 現地調査診断士 2,000円
- (3) 構造診断士 3,000円

2 申請者は、現地調査の開始後は診断事業を取り止めることができない。

3 第11条の規定による申込みを行った年度中に実施する診断事業については、第1項の規定を適用しない。

(派遣の取消し)

第17条 市長は、申請者が次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、木造住宅耐震診断士等の派遣を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により木造住宅耐震診断士等の派遣の通知を受けたとき。
- (2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(報告義務)

第18条 木造住宅耐震診断士等は、対象建築物の現地調査を実施した日（以下「現地調査日」という。）の翌日から起算して14日（対象建築物が京町家等である場合にあっては、1月）を経過する日（当該日が第11条の規定による申込みの日の属する年度の3月30日以後である場合は、当該年度の3月29日）までに、耐震診断の結果について、第15条の規定により申請者から提出された必要書類を添えて、次の当該各号に掲げる対象建築物の区分に応じ、各号に掲げる報告書により市長に報告しなければならない。

- (1) 木造住宅 木造住宅耐震診断結果報告書（第14号様式）
- (2) 京町家等 京町家現地調査結果報告書（第15号様式）及び京町家耐震診断結果報告書（第16号様式）

2 前項第1号及び第2号に定める報告書の作成に当たっては、耐震診断を行った木造住宅耐震診断士等が自らの責任において作成しなければならない。

3 第1項第2号に定める京町家現地調査結果報告書の作成に当たっては、現地調査診断士及び構造診断士が協力し、互いに当該報告書を確認し、記名のうえ市長に提出しなければならない。
(報告書の説明等)

第19条 木造住宅耐震診断士(対象建築物が京町家等である場合にあっては、構造診断士。以下この条において同じ。)は、対象建築物の現地調査日の翌日から起算して1月(対象建築物が京町家等である場合にあっては、2月)を経過する日(当該日が第11条の規定による申込みの日の属する年度の3月30日以後である場合は、当該年度の3月29日)までに、前条の規定により作成した報告書の内容について申請者に説明し、耐震改修に関する助言及び情報提供を行うものとする。

2 申請者は、前項の説明等を受けた後、報告書受取証(第17号様式)を木造住宅耐震診断士に提出するものとする。

3 木造住宅耐震診断士は、報告書の内容について申請者から説明等を求められたときは、誠実に対応しなければならない。

4 申請者は、第1項の規定による説明等の内容について、関係権利者から情報提供を求められたときは、誠実に対応するように努めなければならない。

(報酬支払請求)

第20条 木造住宅耐震診断士等が所属する建築士事務所等の代表者は、木造住宅耐震診断士等が前条第1項に規定する説明等を実施した後は、速やかに、申請者が提出した報告書受取証とともに報酬支払請求書(第18号様式)を市長に提出するものとする。

(報酬の支払)

第21条 市長は、前条の規定による報酬の支払請求があったときは、請求した建築士事務所等に対し、別に定める報酬基準に基づき報酬を支払うものとする。

(耐震診断費用の賠償)

第22条 市長は、第16条第2項の規定に反し、申請者が診断事業を取り止めた場合又は第17条の規定により木造住宅耐震診断士等の派遣を取り消した場合において、木造住宅耐震診断士等が既に耐震診断に着手しているときは、申請者に対して、期限を定めて、当該耐震診断が完了した場合に建築士事務所等に支払うこととなる報酬に相当する額の賠償を命ずることができる。

(診断事業の範囲)

第23条 診断事業は、第19条の規定による報告書の説明等をもって完了するものとし、その後、申請者と説明を行った木造住宅耐震診断士等とが合意のうえで行う耐震改修設計又は工事等の協議について、本市は関与しない。ただし、第24条の規定による基本計画作成事業の申込みがあった場合を除く。

第5章 基本計画作成事業の実施

(申込み)

第24条 基本計画作成事業の利用を申請しようとする所有者等(以下、この章において「申請者」という。)は、派遣申込書(第9号様式)を、市長に提出しなければならない。ただし、申

請者が第19条の規定による報告書の説明等を受けた時点で、引き続き基本計画作成事業の申込みを希望するときは、報告書受取証の提出をもって、派遣申込書を提出したものとみなす。

(決定等)

第25条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合において、基本計画作成事業を実施することを適当と認めるときは、基本計画作成事業の実施を決定し、その旨を派遣決定通知書(第10号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、第8条の規定により覚書を締結した建築士事務所等に対して、現地調査診断士及び構造診断士の派遣を派遣依頼書(第11号様式)により依頼するものとする。

3 前項の規定により依頼を行うものであって、現地調査診断士の登録を受けている構造診断士に依頼を行う場合は、当該構造診断士のみの派遣を依頼することができる。

(承諾)

第26条 前条第2項の規定により派遣の依頼を受けた建築士事務所等は、市長に対して、当該建築士事務所等に所属する京町家耐震診断士の派遣を承諾する旨を派遣承諾書(第12号様式)により通知するものとする。

(申請者負担金の支払)

第27条 申請者は、第25条第1項の規定による通知を受けた後は、速やかに、基本計画作成に係る申請者負担金として、構造診断士が所属する建築士事務所に20,000円を支払うものとする。

2 申請者は、前項の申請者負担金の支払後は基本計画作成事業を取り止めることができない。

(派遣の取消し)

第28条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、京町家耐震診断士の派遣を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為により京町家耐震診断士の派遣の通知を受けたとき。

(2) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

(報告義務)

第29条 京町家耐震診断士は、派遣決定通知日の翌日から起算して2月を経過する日(当該日が第24条の規定による申込みの日の属する年度の3月30日以後である場合は、当該年度の3月29日)までに、基本計画作成の結果について、耐震改修基本計画作成結果報告書(第19号様式)により市長に報告しなければならない。

2 第1項に定める基本計画作成結果報告書の作成に当たっては、基本計画作成を行った京町家耐震診断士が自らの責任において作成しなければならない。

3 第1項に定める基本計画作成結果報告書の作成に当たっては、現地調査診断士及び構造診断士が協力し、互いに当該報告書を確認し、記名のうえ市長に提出しなければならない。

(報告書の説明等)

第30条 構造診断士は、派遣決定通知日の翌日から起算して4月を経過する日までに、前条の規定により作成した報告書の内容について申請者に説明し、耐震改修に関する助言及び情報提供を行うものとする。

2 申請者は、前項の説明等を受けた後、報告書受取証(第17号様式)を構造診断士に提出するものとする。

3 構造診断士は、報告書の内容について申請者から説明等を求められたときは、誠実に対応しなければならない。

4 診断事業の申込みと同時に基本計画作成事業の申込みがあった場合における第1項の適用については、同項中「4月」とあるのは、「6月」と、「派遣決定通知日」とあるのは「現地調査日」と読み替えるものとする。

(報酬支払請求)

第31条 京町家耐震診断士が所属する建築士事務所等の代表者は、京町家耐震診断士が前条第1項に規定する説明等を実施した後は、速やかに、申請者が提出した報告書受取証とともに報酬支払請求書(第18号様式)を市長に提出するものとする。

(報酬の支払)

第32条 市長は、前条の規定による報酬の支払請求があったときは、請求した建築士事務所等に対し、別に定める報酬基準に基づき報酬を支払うものとする。

(基本計画作成費用の賠償)

第33条 市長は、第27条第2項の規定に反し、申請者が基本計画作成事業を取り止めた場合又は第28条の規定により京町家耐震診断士の派遣を取り消した場合において、京町家耐震診断士が既に基本計画作成に着手しているときは、申請者に対して、期限を定めて、当該基本計画作成が完了した場合に建築士事務所等に支払うこととなる報酬に相当する額の賠償を命ずることができる。

(基本計画作成事業の範囲)

第34条 基本計画作成事業は、第30条の規定による報告書の説明等をもって完了するものとし、その後、申請者と説明を行った京町家耐震診断士とが合意のうえで行う耐震改修に係る工事等の協議について、本市は関与しない。

第6章 雑則

(業務委託)

第35条 市長は、第4章及び第5章に規定する派遣事業の実施に関する事務を、適当と認める者に委託することができる。

(情報提供)

第36条 市長は、木造住宅及び京町家等の耐震改修を促進するため、必要に応じて派遣事業に関する情報を市民に提供するよう努めるものとする。

(委任)

第37条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は、都市計画局建築指導部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月13日から施行する。

(旧要綱に基づく登録等の取扱い)

2 京都市木造住宅耐震診断士派遣事業要綱(平成27年4月13日廃止)又は京都市京町家耐震診断士派遣事業要綱(平成27年4月13日廃止)に基づいて登録を受けた京都市木造住宅

派遣耐震診断士又は京都市京町家派遣耐震診断士は、それぞれ、この要綱に基づく木造住宅耐震診断士等の登録を受けているものとみなす。

- 3 京都市木造住宅耐震診断士派遣事業要綱（平成27年4月13日廃止）又は京都市京町家耐震診断士派遣事業要綱（平成27年4月13日廃止）に基づいて耐震診断を実施した建築物については、この要綱に基づく診断事業を実施したものとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月11日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月10日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年4月9日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年7月23日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年4月 1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 2年4月 1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3年4月 1日から施行する。

別表

(い)	(ろ)
木造住宅耐震診断士等の区分	登録事項
木造住宅耐震診断士	<p>ア 氏名及び生年月日</p> <p>イ 建築士の資格種別と登録番号（建築士法第5条第1項の規定による登録に係る登録番号をいう。）</p> <p>ウ 所属する建築士事務所の名称，その代表者名，所在地，連絡先及び登録番号（建築士法第23条第1項の規定による登録に係る登録番号をいう。）</p> <p>エ 木造住宅耐震診断士の登録年月日及び登録番号</p> <p>オ 京町家耐震診断士の登録を受けている場合にあってはその登録番号</p>
現地調査診断士	<p>ア 氏名及び生年月日</p> <p>イ 一級建築大工技能士登録番号及び伝統的軸組構法による木造住宅の施工・工事監理に関する実務経験</p> <p>ウ 所属する建築士事務所等の名称，その代表者名，所在地，連絡先及び建築士事務所登録番号（建築士法第23条第1項の規定による登録に係る番号をいう。）又は建設業許可番号（建設業法第3条第1項に規定による許可に係る番号をいう。）</p> <p>エ 現地調査診断士の登録年月日及び登録番号</p> <p>オ 木造住宅耐震診断士又は構造診断士の登録を受けている場合にあってはその登録番号</p>
構造診断士	<p>ア 氏名及び生年月日</p> <p>イ 一級建築士登録番号（建築士法第5条第1項の規定による登録に係る登録番号をいう。）</p> <p>ウ 所属する建築士事務所の名称，その代表者名，所在地，連絡先及び登録番号（建築士法第23条第1項の規定による登録に係る登録番号をいう。）</p> <p>エ 構造診断士の登録年月日及び登録番号</p> <p>オ 木造住宅耐震診断士又は現地調査診断士の登録を受けている場合にあってはその登録番号</p>

登録申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
	(申請者) 住所 〒 ふりがな 氏名 生年月日 年 月 日 日中連絡がとれる 電話番号 () -

京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱第4条第1項の規定により、木造住宅耐震診断士等の登録を申請します。	
登録を申請する耐震診断士の区分	<input type="checkbox"/> 木造住宅耐震診断士 <input type="checkbox"/> 現地調査診断士 <input type="checkbox"/> 構造診断士
修了した講習会	<input type="checkbox"/> 木造耐震診断資格者講習（「国土交通大臣登録耐震診断資格者講習」） 講習修了年月日： 年 月 日 証明書番号：第 号 <input type="checkbox"/> 京都市京町家耐震診断士登録講習会 講習修了年月日： 年 月 日 受講番号：第 号
保有資格	<input type="checkbox"/> () 建築士(登録番号 第 号) <input type="checkbox"/> 一級建築大工技能士 (番号 第 号)
既に登録を受けている耐震診断士の区分	<input type="checkbox"/> 木造住宅耐震診断士 登録番号
	<input type="checkbox"/> 現地調査診断士 登録番号 G -
	<input type="checkbox"/> 構造診断士 登録番号 K -
所属する建築士事務所又は工務店	所在地 〒
	名称
	代表者名
	電話番号 () - , ファックス番 () -
	<input type="checkbox"/> () 建築士事務所登録番号 () 第 () 号 <input type="checkbox"/> 建設業許可番号 -() 第 () 号

所属する建築士事務所又は工務店の同意欄

上記の者が、京都市に

木造住宅耐震診断士 現地調査診断士 構造診断士
として登録を申請することについて、所属建築士事務所として同意します。

年 月 日

名 称

代表者名

京都市からの情報提供の方法（研修会等の情報をお知らせします。）

電子メールアドレス（パソコンのものに限る。）

.....@.....

ファックス

() -

備 考

添付書類 ※添付した書類には☑をしてください。

木造住宅耐震診断士

木造耐震診断資格者講習を修了したことを証する書類の写し

建築士免許証の写し

建築士事務所登録通知書の写し

現地調査診断士

技能検定の合格証書の写し

実務経験申告書

建築士事務所登録通知書又は建設業許可証明書の写し

構造診断士

一級建築士免許証の写し

建築士事務所登録通知書の写し

第3号様式（第4条第6項関係）

木造住宅耐震診断士等 登録証	
40×30	耐震診断士の区別(登録番号)
	氏名 生年月日 上記の者は、京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱第4条第5項の規定による登録簿に登録された木造住宅耐震診断士等であることを証明します。
年 月 日	京都市長 ○○ ○○

第4号様式（第4条第7項関係）

登録更新届

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
	(申請者) ふりがな 氏名 日中連絡がとれる 電話番号 () -

京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱第4条第7項の規定により、登録の更新を届け出ます。	
更新する耐震診断士の区分	<input type="checkbox"/> 木造住宅耐震診断士 登録番号
	<input type="checkbox"/> 現地調査診断士 登録番号 G -
	<input type="checkbox"/> 構造診断士 登録番号 K -
所属する建築士事務所又は工務店	所在地 〒
	名称
	代表者名 電話番号 () - , ファックス番号 () -
	<input type="checkbox"/> () 建築士事務所登録番号 () 第 () 号 <input type="checkbox"/> 建設業許可番号 - () 第 () 号
備考	

第5号様式（第5条第1項関係）

申請事項変更届

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
	(申請者) ふりがな 氏名 日中連絡がとれる 電話番号 () -

<p>京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱第5条第1項の規定により，同要綱第4条第1項に規定する登録申請書の記載事項に変更があったので，次のとおり届け出ます。</p>	
耐震診断士の区分	<input type="checkbox"/> 木造住宅耐震診断士 登録番号
	<input type="checkbox"/> 現地調査診断士 登録番号 G -
	<input type="checkbox"/> 構造診断士 登録番号 K -
変更事項	<input type="checkbox"/> 氏名，住所，電話番号又はファックス番号 <input type="checkbox"/> 保有資格 <input type="checkbox"/> 所属する建築士事務所又は工務店
変更前	
変更後	
備 考	

第6号様式（第5条第2項関係）

登録証亡失届

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
	(申請者) ふりがな 氏名 日中連絡がとれる 電話番号 () -

京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱第5条第2項の規定により，登録証の亡失を届け出ます。	
耐震診断士の区分	<input type="checkbox"/> 木造住宅耐震診断士 登録番号
	<input type="checkbox"/> 現地調査診断士 登録番号 G -
	<input type="checkbox"/> 構造診断士 登録番号 K -
所属する建築士事務所又は工務店	所在地 〒
	名称
	代表者名
	電話番号 () - ，ファックス番号 () -
	<input type="checkbox"/> () 建築士事務所登録番号 () 第 () 号
	<input type="checkbox"/> 建設業許可番号 -() 第 () 号
備考	

第7号様式（第5条第3項関係）

登録取消届

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
	(申請者) 住所 〒 ふりがな 氏名 日中連絡がとれる 電話番号 () -

京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱第5条第3項の規定により，登録の取消しを届け出ます。	
取消しする 耐震診断士 の 区 分	<input type="checkbox"/> 木造住宅耐震診断士 登録番号
	<input type="checkbox"/> 現地調査診断士 登録番号 G -
	<input type="checkbox"/> 構造診断士 登録番号 K -
理 由	
備 考	

第 8 号様式（第 6 条第 1 項関係）

年 月 日

〇〇〇〇〇〇 様

京都市長 〇〇 〇〇
〔担当 都市計画局建築指導部建築安全推進課〕

木造住宅耐震診断士等 登録抹消通知書

京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱第 6 条第 1 項の規定により，下記のとおり，木造住宅耐震診断士等の登録を抹消しましたので通知します。つきましては，同要綱第 6 条第 2 項の規定により，本登録抹消通知書を受けた日から 10 日以内に登録証を返還してください。

記

- | | | |
|---|---------------|---------------------------------------|
| 1 | 抹消される登録証の登録番号 | 〇〇〇〇〇〇 |
| 2 | 耐震診断士の区分 | 〇〇〇〇〇〇 |
| 3 | 木造住宅耐震診断士等の氏名 | 〇〇〇〇〇 |
| 4 | 登録抹消事由 | 京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱第 6 条第 1 項第〇号の規定による。 |

京都市木造住宅耐震診断士等派遣申込書

申込日 年 月 日

京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱（第11条，第24条）の規定により，下記の建築物について，派遣事業を申し込みます。				
申込区分		<input type="checkbox"/> 診断事業 <input type="checkbox"/> 基本計画作成事業（京都市の診断事業を利用した京町家等に限る。過去の診断受付番号 - ）		
申請者	ふりがな 氏名		区分 <input type="checkbox"/> 所有者 (予定含む) <input type="checkbox"/> 居住者	
	住所 (連絡先)	〒 - (日中連絡がとれる電話番号 -)		
対象建築物概要	所在地	<input type="checkbox"/> 申請者の住所と同一 <input type="checkbox"/> その他（京都市 区 ）		
	構造	<input type="checkbox"/> 在来工法，枠組壁工法（木造住宅） <input type="checkbox"/> 伝統構法（京町家等）※昭和25年以前に建築されたもの		
	階数	階建て	延べ面積 約 m ² 又は 約 坪	
	建築年次	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 年 ※築年が分からない場合でも，必ずおおむねの年を記入		
	住戸の形態	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 長屋（ 戸） <input type="checkbox"/> 共同住宅（ 戸）		
	利用形態	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 空き家 （住宅予定に限る）	<input type="checkbox"/> 店舗等を兼ねる住宅 （住宅以外の用途： ） （居住部分の面積：約 m ² ）	
	対象項目の確認	<input type="checkbox"/> 対象建築物の要件すべてに該当している ※ すべて該当しない場合は， <u>本事業を利用できません。</u>		
同意について ※調査日は立会いが必要となります。	以下のすべての関係者の同意を得ていますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 関係者はいない ※当てはまるものすべてに☑してください。 [<input type="checkbox"/> 申請者が居住者の場合………所有者の同意 <input type="checkbox"/> 対象建築物が長屋又は共同住宅の場合……他の住戸の所有者及び居住者の同意 <input type="checkbox"/> 対象建築物が借家の場合………借家人の同意]			
調査日の希望 ※調査日の希望は2週間後以降の日をご記入ください。	※長屋，共同住宅又は借家の場合，申請者が関係者と調整のうえご記入ください。 第1希望（ 月 日） 第2希望（ 月 日） 第3希望（ 月 日）	申込のきっかけ	<input type="checkbox"/> 京都市からの案内 <input type="checkbox"/> 京都市等のホームページ <input type="checkbox"/> 地域の回覧板 <input type="checkbox"/> 地域でのイベント <input type="checkbox"/> 事業者からの案内 <input type="checkbox"/> 市民しんぶん <input type="checkbox"/> その他 （ ）	
備考	※派遣を希望する京都市登録耐震診断士がいれば，氏名を記入してください。			
※現地調査の参考にするため，ご提供いただける資料に☑してください。 <input type="checkbox"/> 平面図又は間取り図（簡単な手書き図でも結構です。調査の際に役立ちます。） <input type="checkbox"/> 過去の改修履歴（申込後，用紙をお渡ししますので，そちらに記入してください。） <input type="checkbox"/> その他（ ） ※対象建築物で気になる点（心配している点）があれば記入してください。				

派遣決定通知書

(申請者) 住所 〒 — 氏名	年 月 日
京 都 市 長 〇 〇 〇 〇	

京都市木造住宅耐震診断士等を派遣することを決定しましたので，京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱（第12条第1項，第25条第1項）の規定により通知します。				
申込区分		<input type="checkbox"/> 診断事業 <input type="checkbox"/> 基本計画作成事業（京町家等に限る）		
対象建築物概要	所在地	〒 — 京都市 区		
	構造	<input type="checkbox"/> 在来工法，桝組壁工法（木造住宅） <input type="checkbox"/> 伝統構法（京町家等）		
	階数	階	建築年次	年
	延べ面積	約 m ²		
	住戸の形態	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 長屋（ 戸） <input type="checkbox"/> 共同住宅（ 戸）		
調査日時				
派遣する木造住宅耐震診断士等の区分，氏名及び登録番号		木造住宅耐震診断士 ()		
		現地調査診断士 (G—)		
		構造診断士 (K—)		
備考		受付番号（ — ）		

注)

- ・ 調査を実施するに当たっては，この通知書を木造住宅耐震診断士等に提示してください。また，裏面の注意事項を必ず御確認ください。
- ・ 関係権利者の同意が必要な場合は，事前に関係権利者から派遣同意書（第13号様式）を記入してもらい，現地調査当日に耐震診断士へお渡しください。必要な同意書がない場合，現地調査が出来なくなりますので，予め御了承ください。

注意事項

(共通)

- 本事業は、申請者が耐震改修工事の実施検討を行ううえで参考としていただくためのものです。
- 申請者は、診断事業においては現地調査の開始後、耐震改修基本計画（以下「基本計画」という。）作成事業においては申請者負担金（2万円）の支払後（以下「事業着手後」という。）に本事業を取り止めることはできません。もし、事業着手後に本事業を取り止めた場合、申請者は、京都市が診断士に支払う予定の報酬に相当する額を賠償しなければならない場合がありますので、予め御了承ください。

(診断事業の御利用に当たって)

- 診断事業は、目視調査や聞き取り調査で把握できる範囲の情報を基に、木造住宅耐震診断士等が、現状の耐震性能を判断するものです。
- 壁の仕様や建物の劣化の状況など、調査で把握できなかった様々な要素については、木造住宅耐震診断士等において仮定したうえで診断を行います。
- 実際に耐震改修工事の検討を行うに当たっては、そうした仮定条件について改めて詳細な調査が必要となります。

(基本計画作成事業の御利用に当たって)

- 基本計画作成事業は、将来の耐震改修の参考となるよう、耐震診断で得られた範囲の情報を基に、京町家耐震診断士が、耐震改修の基本的な計画の案をお示しするものです。
- 作成された基本計画は、申請者の方が耐震改修工事の実施検討を行ううえでの目安にしてください。
- また、基本計画でお示しする工事費の概算見積りは、耐震改修工事に必要となる費用の見積りであり、それ以外の費用は含まれません。
- このため、実際に耐震改修工事を実施される場合、別途、詳細な設計や見積りを行う必要があります。
- なお、耐震改修工事を実施する過程の中で、建物の躯体の劣化等、当初想定していなかった事項が判明することにより、工事費等が概算見積りから変更されることもあります。

※ 間取りや内装の工事等の耐震改修工事の範囲を超える計画については、派遣事業の対象ではありません。耐震改修工事の範囲を超える部分の計画を希望する場合は、京町家耐震診断士と協議のうえ、別途、設計契約を結んでください。

なお、この場合、当該設計契約について、京都市は一切関与しませんので、予め御了承ください。

第11号様式（第12条第2項，第25条第2項関係）

派遣依頼書

(建築士事務所又は工務店) 所在地 〒 — 名称	年 月 日
京 都 市 長 ○ ○ ○ ○	

木造住宅耐震診断士等の派遣を依頼しますので，京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱（第12条第2項，第25条第2項）の規定により通知します。				
派遣区分	<input type="checkbox"/> 診断事業 <input type="checkbox"/> 基本計画作成事業			
対象建築物概要	所在地	〒 — 京都市 区		
	構造	<input type="checkbox"/> 在来工法，枠組壁工法（木造住宅） <input type="checkbox"/> 伝統構法（京町家等）		
	階数	階	建築年次	年
	延べ面積	約 m ²		
	住戸の形態	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 長屋（ 戸） <input type="checkbox"/> 共同住宅（ 戸）		
調査日時				
派遣を依頼する木造住宅耐震診断士等の区分，氏名及び登録番号	木造住宅耐震診断士	（ ）		
	現地調査診断士	（G— ）		
	構造診断士	（K— ）		
備考	受付番号（ — ），申請者氏名（ ）			

第12号様式（第13条，第26条関係）

派遣承諾書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
	(建築士事務所又は工務店) 所在地 〒 - 名称

木造住宅耐震診断士等の派遣を承諾しましたので，京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱（第13条，第26条）の規定により通知します。			
派遣区分	<input type="checkbox"/> 診断事業 <input type="checkbox"/> 基本計画作成事業		
対象建築物概要	所在地	〒 - 区 京都市 区	
	構造	<input type="checkbox"/> 在来工法，枠組壁工法（木造住宅） <input type="checkbox"/> 伝統構法（京町家等）	
	階数	階	建築年次 年
	延べ面積	約 m ²	
	住戸の形態	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 長屋（ 戸） <input type="checkbox"/> 共同住宅（ 戸）	
調査日時			
派遣する木造住宅耐震診断士等の区分，氏名及び登録番号	木造住宅耐震診断士	（ ）	
	現地調査診断士	（G- ）	
	構造診断士	（K- ）	
備考	受付番号（ - ），申請者氏名（ ）		

派遣同意書

(あて先) 京 都 市 長	年	月	日
私は、木造住宅耐震診断士等の派遣事業について、下段の注意事項を確認のうえ、次の事項について同意します。			
同意事項			
<input type="checkbox"/> 対象建築物の住戸※の全てに立入調査のうえ、耐震診断を実施すること。 ※長屋・共同住宅の場合は、全ての住戸			
<input type="checkbox"/> 調査当日の説明に当たり、原則、立会いをすること。			
(申請者以外の所有者又は居住者)			
住所〒			
ふりがな 氏名			
(電話番号			

注) 次の区分に応じて、関係者全員の同意が必要です。関係者が複数存在する場合は、同意書を必要な枚数だけ複写して使用してください。

(申請者が居住者の場合)	所有者
(対象建築物が長屋又は共同住宅の場合)	他の住戸の所有者及び居住者
(対象建築物が借家の場合)	借家人

派遣事業の申込内容

申請者氏名	
派遣事業の 申込区分	<input type="checkbox"/> 診断事業 <input type="checkbox"/> 基本計画作成事業
対象建築物の 所在地	〒 区 京都市

注意事項

- 耐震診断は、目に見える範囲の調査と、それを補足するための聞き取り調査によります。
- 耐震診断は、対象建築物の住戸の全てに立入調査のうえ、調査に必要な範囲内において、写真撮影（屋内・屋外）を行います。
- 長屋又は共同住宅の場合、住戸ごとではなく、1棟の建築物について、耐震を行うため、全ての住戸に立入調査します。
- 同一の建築物に対し、本派遣事業を複数回利用することはできません。
- 結果報告書のお渡し及び内容の説明は、原則、申請者に対し、派遣された木造住宅耐震診断士等が行います。結果報告書の内容の説明の際に同席したい等の希望がある場合は、事前に申請者と協議してください。
- 本事業は、申請者が耐震改修工事の実施検討を行ううえでの参考としていただくためのものであり、その他の目的には一切利用しないでください。

受付番号 ー

申請者

様

木造住宅耐震診断結果報告書

調査日 年 月 日

所在地 京都市 区

調査した木造住宅耐震診断士
氏名

耐震診断士登録番号

建築士登録番号

所属する建築士事務所

所在地

名称

代表者名

電話番号

は じ め に

この報告書は、木造住宅耐震診断士が、京都市木造住宅耐震診断事務マニュアルに基づき耐震診断を行った結果をまとめたものです。

目視できる範囲で現場調査を行いましたので、内部構造など、目視できない部分については、一定の仮定の下で耐震診断を行っております。

この報告書の内容については、木造住宅耐震診断士が説明いたします。

総合評価に注意事項が記されている場合や上部構造（建物）の総合評点が

1.0未満である場合、総合評点が1.0以上でも部分的な経年劣化等が

認められる場合には、総合所見やワンポイントアドバイスに記載されてい

ることを参考に、耐震改修や建替え等の対策を行うことをお勧めします。

また、^{みやこ}「京 安心すまいセンター（電話 744-1631）」では、皆様が耐震改修計画作成、耐震改修工事を行おうとするときに相談できる実務者名簿の公表や、京都市の耐震化支援事業の相談受付等、耐震化に関する支援を実施しています。是非御利用ください。

京都市 都市計画局 建築指導部 建築安全推進課（電話 222-3613）

<目次>

○「一般診断法」による耐震診断結果報告書

- | | | |
|---|--------------------------|------|
| 1 | 建物概要 | P. 1 |
| 2 | 総合評価（診断結果） | P. 2 |
| 3 | 総合所見 | P. 3 |
| 4 | ワンポイントアドバイス | P. 3 |
| 5 | 耐震診断結果に基づく，耐震改修の概算工事費の算出 | P. 4 |

○「一般診断法」による耐震診断計算書

P. 5

「一般診断法」による耐震診断結果報告書

(〇〇〇〇年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法)
(耐震診断プログラム：)

1 建物概要 (※[]内については該当するものに○印。)

(1)所有者 :

(2)所在地 :

(3)竣工年 : 年

(4)構造規模 : 一戸建ての住宅 長屋 (戸) 共同住宅 (戸) 階建て

(5)利用形態 : 専用住宅 兼用住宅(住宅以外の用途：)

(6)延べ面積 : m²

(7)建物仕様 : 屋根仕様 _____ 壁仕様 _____
[軽い建物・重い建物・非常に重い建物]

(8)地域係数 Z : 1.0

(9)軟弱地盤割増 : [1.5・1.0]

(10)形状割増係数 : 階 短辺の長さ m [1.13(4.0m未満の場合)・1.0(4.0m以上の場合)]

(11)積雪割増 :

(12)基礎形式 : Ⅰ(健全な鉄筋コンクリートの布基礎又はべた基礎)
Ⅱ(ひび割れのある鉄筋コンクリートの布基礎又はべた基礎, 無筋コンクリートの布基礎, 柱脚に足固めを設け鉄筋コンクリート底盤に柱脚または足固め等を緊結した玉石基礎, 軽微なひび割れのある無筋コンクリート造の基礎)
Ⅲ(玉石, 石積, ブロック基礎, ひび割れのある無筋コンクリート造の基礎)

(13)床仕様 : Ⅰ(合板) Ⅱ(火打ち+荒板) Ⅲ(火打ちなし)]

2 総合評価（診断結果）

【地盤】

地盤	対策	記入欄(○印)	注意事項
良い・普通			
やや悪い			
非常に悪い (埋立地, 盛土, 軟弱地盤)	表層の地盤改良を行っている		
	杭基礎である		
	特別な対策を行っていない		

【地形】

地形	対策	記入欄(○印)	注意事項
平坦・普通			
がけ地・急斜面	コンクリート擁壁		
	石積み		
	特別な対策を行っていない		

【基礎】

地盤	対策	記入欄(○印)	注意事項
鉄筋コンクリート基礎	健全		
	ひび割れが生じている		
無筋コンクリート基礎	健全		
	軽微なひび割れが生じている		
	ひび割れが生じている		
玉石基礎	足固めあり		
	足固めなし		
その他(ブロック基礎等)			

【上部構造(建物)】

上部構造評点のうち 最小の値	総合評点	判定	記入欄(○印)
	1.5以上	倒壊しない	
1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない		
	0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある	
	0.7未満	倒壊する可能性が高い	

3 総合所見

4 ワンポイントアドバイス

◆京都市では、耐震診断の内容に関する説明や、耐震改修事例の紹介、京都市の耐震改修助成制度の事前相談など、耐震化に関する相談全般を京安心すまいセンター（電話 744-1631）にてお受けいたします。是非御相談ください。

5 耐震診断結果に基づき、耐震改修の概算工事費の算出

年 月 日に実施しました、〇〇〇様所有、京都市 区
にある住宅の耐震診断結果に基づき算出した耐震改修の概算工事費は以下のとおりです。

○上部構造評点を 1.0 以上に上げる場合

耐震改修工事費(概算) ~

$$\begin{array}{ccccccc} \text{耐震改修工事平均単価} & \text{目標評点} & \text{評点} & \text{延べ面積} & & & \\ \text{¥27,000} \times & (& 1.0 - & \text{ } &) \times & \text{ } & = \end{array} \quad \text{¥0}$$

○上部構造評点を 0.7 以上に上げる場合

耐震改修工事費(概算) ~

$$\begin{array}{ccccccc} \text{耐震改修工事平均単価} & \text{目標評点} & \text{評点} & \text{延べ面積} & & & \\ \text{¥27,000} \times & (& 0.7 - & \text{ } &) \times & \text{ } & = \end{array} \quad \text{¥0}$$

※ 注意事項

耐震改修工事平均単価は、実際の工事費のデータから平均値として設計した金額です。((一財)日本建築防災協会「木造住宅における耐震改修費用の実態調査」から。)ひとつの目安であって、実際の工事内容や状況によって異なります。

あくまでも、概算の工事費です。実際に工事をされる場合には、建築士による耐震改修設計を行い、複数の工務店等から見積りを取るようになしてください。

構造評点については、5ページを御確認ください。



受付番号 _____

申請者

_____ 様

京町家現地調査結果報告書

調査日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

所在地 _____ 京都市 _____ 区

[現地調査診断士]

氏 名

耐震診断士登録番号

所属する建築士事務所等名称

代表者名

所在地

電話番号

[構造診断士]

氏 名

耐震診断士登録番号

建築士登録番号

所属する建築士事務所等名称

代表者名

所在地

電話番号

<目次>

- (1) 耐震診断のための現地調査チェックリスト
- (2) 建物図面（縮尺 1/100 又は 1/200 程度）
 - ア 各階平面図（大黒柱，各通り名，室名記入）
 - イ 各通り軸組図（間口方向，奥行方向別）
- (3) 耐震要素配置図
 - ア 各階耐震要素配置図
 - イ 各通り耐震要素軸組図（間口方向，奥行方向別）
- (4) 調査状況写真（撮影位置記入）

耐震診断のための現地調査チェックリスト

一般事項	建築主/建物名称			建築年			
	所在地			用途			
	建て方	<input type="checkbox"/> 戸建て <input type="checkbox"/> 長屋建て (戸) <input type="checkbox"/> 共同住宅 (戸)					
	構造	<input type="checkbox"/> 木造軸組構法 <input type="checkbox"/> 混合構造 (RC+W・S+W) <input type="checkbox"/> その他 ()					
	確認申請書の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (内容)					
	増改築・改修の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (内容)					
基礎・地盤	構造階高	1階 m、 2階 m、 3階 - m、 地下 - m					
	地盤調査	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 近隣のデータあり					
	不同沈下	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり					
	近隣の地盤状況						
	基礎	<input type="checkbox"/>	布基礎 (鉄筋コンクリート造 ・ 無筋コンクリート造)	<input type="checkbox"/>	べた基礎		
基礎の状態		<input type="checkbox"/>	玉石礎石・その他 [内容 :])				
		<input type="checkbox"/>	コンクリート基礎の場合	ひび割れ :			
		<input type="checkbox"/>	礎石その他の場合	平坦度・平滑度・滑り幅 :			
柱・梁	柱部材の傷み、傾斜	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (内容)					
	梁部材の傷み、撓み	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (内容)					
	土台の損傷	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (内容)					
	樹種	柱		梁		土台	
	柱寸法	mm ×	mm	～	mm ×	mm	
	梁寸法	mm ×	mm	～	mm ×	mm	
	柱の接合方法	<input type="checkbox"/> 短ほぞ <input type="checkbox"/> 長ほぞ <input type="checkbox"/> 肘木 <input type="checkbox"/> 斗栱 (参考)					
	梁の接合方法	<input type="checkbox"/> 短ほぞ <input type="checkbox"/> 長ほぞ <input type="checkbox"/> 貫 (参考)					
	接合部の金物	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 軽微 <input type="checkbox"/> 平12建告1460号相当 (内容 :)					
	接合部の状態	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 部分的に不良 <input type="checkbox"/> 不良 (内容 :)					
楔・込み栓の緩み	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (内容)						
土台と基礎の接合	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (内容)						
柱の引抜き防止	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 軽微 <input type="checkbox"/> あり (内容 :)						
土台がない場合 (礎石)	柱脚部 つなぎ	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (内容 :)					
壁	構造壁の種類	<input type="checkbox"/> 筋かい <input type="checkbox"/> 土壁 <input type="checkbox"/> 板壁 <input type="checkbox"/> その他 ()					
	構造壁の仕様 (厚みなど)	mm					
	小壁の高さ	mm	～	mm			
	腰壁の高さ	mm	～	mm			
	外壁の仕上げ						
	内壁の仕上げ						
	小壁・土壁の損傷	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり	(内容 :)			
小壁・土壁の天井裏状況							
床	火打ちの有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり					
	床板の接合状況	1階 (良 ・ 不良) 2階 (良 ・ 不良) 3階 (良 ・ 不良)					
	吹き抜けの有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (内容)					
屋根	屋根仕様	<input type="checkbox"/> 棧瓦 (-文字) <input type="checkbox"/> 本瓦 <input type="checkbox"/> 軽量屋根葺材 <input type="checkbox"/> その他 ()					
	葺き土	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	雨漏り跡	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり			
	屋根面の剛性	野地板の接合状況 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不良					
		垂木の接合状況 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不良					
	屋根勾配・軒の出	屋根勾配	軒の出	mm			
	隣接家屋との離間	間口方向	奥行方向				

建物の現況が分かる図版および調査メモ

建物の現況が分かる図版および調査メモ					

確認事項	<input type="checkbox"/>	主要箇所の写真撮影	<input type="checkbox"/>	雨漏り、水漏れ	<input type="checkbox"/>	特殊な荷重
	<input type="checkbox"/>	壁の位置	<input type="checkbox"/>	天井の仕上げ	<input type="checkbox"/>	小壁、腰壁の位置
	<input type="checkbox"/>	欄間付き小壁の位置	<input type="checkbox"/>	小屋組内の積載荷重	<input type="checkbox"/>	梁下部の天井ふところ余裕
	<input type="checkbox"/>	壁補強が可能な場所	<input type="checkbox"/>	床下のふところ余裕	<input type="checkbox"/>	その他 ()
	補強方法					

留意事項	
------	--



受付番号 _____

申請者

_____ 様

京町家耐震診断結果報告書

＜限界耐力計算による＞

調査日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

所在地 _____ 京都市 _____ 区

[構造診断士]

氏 名

耐震診断士登録番号

建築士登録番号

所属する建築士事務所等名称

代表者名

所 在 地

電話番号

はじめに

この報告書は、京町家耐震診断士が、「京町家の限界耐力計算による耐震設計および耐震診断・耐震改修指針（京都市都市計画局発行）」に基づき耐震診断を行った結果をまとめたものです。

現地調査

目視できる範囲で現場調査を行いましたので、内部構造など、目視できない部分については、一定の仮定の下で耐震診断を行っております。

耐震診断結果

「①劣化状況」、「②計算の前提条件」、「③建物の耐震性能」という3項目について評価しています。③建物の耐震性能は、①劣化状況がなく、②計算の前提条件を満足しているという仮定の下に、震度6強の地震に対する安全性について計算していますので、まずは①、②の項目について指摘がある場合、総合所見（P. 2参照）を参考にその対策を行うことが必要です。さらに、③建物の耐震性能が危険ゾーン（最大変形角1/15以上）、又は条件付安全ゾーン（最大変形角1/30以上～1/15未満）で条件を満たしていない場合は、総合所見を参考に耐力壁の増設など耐震性能を向上させる対策が必要です。耐震診断士等の専門家に御相談のうえ（有料）、耐震改修計画の作成等を御検討ください。

耐震改修工事を検討される場合

「京安心すまいセンター（電話744-1631）」では、皆様が耐震改修計画作成、耐震改修工事を行おうとするときに相談できる実務者名簿の公表や、京都市の耐震化支援事業の相談受付等、耐震化に関する支援を実施しています。是非御利用ください。

耐震診断概要総括表

建物名称		所在地					
建物階数		建築年			構造	伝統的 木造軸組構法	
建て方	<input type="checkbox"/> 戸建て <input type="checkbox"/> 長屋建て(戸) <input type="checkbox"/> 共同住宅(戸)	延床面積 ※吹抜け含む。	1階 2階 計	m ² m ² m ²	構造階高	1F: m	2F: m
用途							
<p>略伏図 (1階, 2階平面図を縮小添付)</p>							
間口方向 (応答計算シートを縮小添付)			ごくまれに起こる地震				
					現況	補強後	
			耐力係数 C _B				
			減衰定数 h				
			1/30rad以下				
			1/30~1/15rad				
			1/15rad以上				
			補強部材	2F			
1F							
奥行方向 (応答計算シートを縮小添付)			ごくまれに起こる地震				
					現況	補強後	
			耐力係数 C _B				
			減衰定数 h				
			1/30rad以下				
			1/30~1/15rad				
			1/15rad以上				
			補強部材	2F			
1F							

総合所見

① 劣化状況



② 計算の前提条件

※今回、耐震診断を行ううえで、建物が健全であるという前提のもと計算を行っています。



①、②の指摘事項について
満足していると仮定した場合

③ 建物の耐震性能（震度6強の大地震に対して）

	建物の最大変形角	判定 ^{※1}
	1/30未満	安全ゾーン
	1/30以上～1/15未満	条件付き安全ゾーン ^{※2}
	1/15以上	危険ゾーン

※1：p.4 図 耐震性能の判定基準参照。

※2：1/30以上で破壊する変形能力の小さい耐震要素（筋かいや構造用合板など）は1階の耐力算定から除外。変形能力の大きい土壁や貫が主な耐震要素である伝統的軸組構法は一定の条件（ねじれ、小壁付き柱の耐力が安全など）を満たしていれば、1/30を超えても1/15以内で安全ゾーンとできる。

⇒所見は次ページへ

木造軸組構法建物の限界耐力計算チェックリスト (1)

項目		チェック内容						
1. 概要	建物概要	一般事項	建物名称					
			建築主					
			設計者 (建築)					
			設計者 (構造)					
			建て方	<input type="checkbox"/> 戸建て <input type="checkbox"/> 長屋建て (戸) <input type="checkbox"/> 共同住宅 (戸)				
			建築用途					
			建築場所					
			工事種別	<input type="checkbox"/> 診断 <input type="checkbox"/> 改築 (または改修) <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 新築				
			建築時期	(旧)		(新または改)		
			建築規模	建築面積	m^2			
	延床面積	m^2 ※吹抜け含む。						
	規模	地下		階、地上	階			
	高さ	軒高		m、	最高高さ	m		
	構造階高	1階		m、	2階	m		
	構造概要	地盤・基礎	基礎形式	<input type="checkbox"/> 布基礎 <input type="checkbox"/> ベタ基礎 <input type="checkbox"/> 独立基礎 <input type="checkbox"/> 礎石				
			地業形式	<input type="checkbox"/> 杭地業 <input type="checkbox"/> 割栗地業				
			設計用地耐力	kN/m^2				
			地盤調査	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (方法)				
		主要構造部	小屋組形式	(屋根下地)				
			構造材料	(柱)		(梁)		(壁)
接合部								
柱脚部								
柱部材の大きさ								
梁部材の大きさ								
床組形式			(床下地)					
仕上げ材の仕様		屋根						
		外壁						
		内壁						
		床						
2. 荷重	地震用重量	建物全体	1階	KN	2階	KN	延床	KN/m ²
	積載荷重	階	(床用)		(架構用)		(地震用)	
		2	1800N/m ²		1300N/m ²		600N/m ²	
		1	1800N/m ²		1300N/m ²		600N/m ²	
	積雪荷重	多雪区域の指定	なし					
		最深積雪量	30	cm				
		単位積雪重量	20	N/m ² /cm				
風圧力	建築基準法施行令第87条及び平12建告第1454号							
				$P=C_f \cdot q \cdot A$ $q=0.6EVo^2$				

多雪区域に指定されていない場合、地震力では、積雪荷重を考慮しない。

床用、架構用積載荷重は地震力では使用しない。長期荷重検討時に使用する。

木造軸組構法建物の限界耐力計算チェックリスト(2)

項目		チェック内容								
3. 復元力特性 改修の場合は改修後を記入	耐震要素	(要素)	(有/無)		(仕様)					
		柱の傾斜復元力								
		貫・差鴨居								
		土壁								
		合板その他の壁								
		小壁								
		方杖その他								
		制震装置								
		仕口補強材								
		剛接フレーム								
		他()								
		復元力特性の集計	層間変形角	第1折点		第2折点		1/40	1/30	1/20
1/200	1/120			1/90	1/60					
2階	方向(kN)									
	方向(kN)									
1階	方向(kN)									
	方向(kN)									
4. 地震力	加速度応答スペクトル	施行令第82条の5		(地域係数) $Z=1.0$		(地盤種別) —				
				表層地盤による増幅率		Gs=		(根拠) GSマップ		
5. 平屋条件	判定 (平屋の場合は不要)	判定に使用する条件式	<input type="checkbox"/> $Q_2/m_2g > 0.5$ かつ $Q_2/Q_1 > 0.6$ <input type="checkbox"/> $Q_2/Q_1 > 1.0$							
		(方向)	階	耐力 Q_i (KN)	重量 $m_i g$ (KN)	$Q_2/m_2 g$	Q_2/Q_1	判定		
		間口方向	2					□ OK		
			1					□ NG		
		奥行方向	2					□ OK		
			1					□ NG		
6. 耐震性能の目標値	要求性能 応答変形角の制限値 (rad)	間口方向	(安全限界) $1/30rad$ ※ただし、 $1/30$ を超えても $1/15$ 以下であれば、条件(ねじれ、小壁付柱の耐力が安全等)を満たしていれば安全とみなせる。							
		奥行方向	(安全限界) $1/30rad$ ※ただし、 $1/30$ を超えても $1/15$ 以下であれば、条件(ねじれ、小壁付柱の耐力が安全等)を満たしていれば安全とみなせる。							

木造軸組構法建物の限界耐力計算チェックリスト (3)

項目		チェック内容	
7. 簡易計算	方向	項目	(極めて稀に発生する地震)
	方向	耐力係数 C_B	
		等価粘性減衰定数 h	
		応答変形角 (rad)	<input type="checkbox"/> 1/30rad以下 (安全ゾーン)
			<input type="checkbox"/> 1/30~1/15rad (条件付き安全ゾーン)
			<input type="checkbox"/> 1/15rad以上 (危険ゾーン)
		方向	耐力係数 C_B
	等価粘性減衰定数 h		
	応答変形角 (rad)		<input type="checkbox"/> 1/30rad以下 (安全ゾーン)
			<input type="checkbox"/> 1/30~1/15rad (条件付き安全ゾーン)
			<input type="checkbox"/> 1/15rad以上 (危険ゾーン)
	8. 設計条件		経年変化
小屋組		剛体の 可 否	(否の場合、剛性考慮の方法)
床組		剛床の 可 否	(否の場合、剛性考慮の方法)
偏心		有 無	(有りの場合、偏心考慮の方法)
所見 (耐震性能の判定 耐震補強方針等)			

< 間口方向 >

【注意】

※ 1/30の耐力及び剛性を用い、耐力係数 C_B や減衰乗数 h を算定しているが、計算結果の応答値が1/30を超えても1/15以下であれば、条件付き（ねじれ、小壁付柱の柱の耐力が安全など）で、倒壊することはないと判断することができる。
 その場合、安全側の措置として耐力 C_B 及び減衰定数 h を1/15での再計算は省略可能とする。

● 耐力係数 C_B

$$C_B = \frac{Q_1 \text{ (1階の1/30rad時の耐力)}}{mg \text{ (1階が支える建物の全重量)}} = \frac{\boxed{}}{\boxed{}} = \boxed{}$$

\uparrow
 $W_1 + W_2$

● 等価剛性 K_e

$$K_e = \frac{Q_1 \text{ (1階の1/30rad時の耐力)}}{\delta \text{ (1/30rad時の1階の変位)}} = \frac{\boxed{}}{\boxed{}} = \boxed{} \text{ kN/m}$$

$= \delta \text{ (1/30rad時)}$
 $= H \text{ (m)} / 30$

● 等価周期 T_e (1階の変形角が1/30rad時の剛性)

$$T_e = 2\pi \sqrt{\frac{m \text{ (全体の質量)}}{K_e \text{ (1/30rad時の1階の等価剛性)}}} = 2\pi \sqrt{\frac{\boxed{}}{\boxed{}}} = \boxed{} \text{ 秒}$$

$= mg / g$

● 減衰定数 h

$$h = \frac{1}{4\pi} \cdot \frac{\Delta W}{W} + 0.05$$

W の面積 = $\triangle OAC$ の面積

(底辺) × (高さ) / 2 = $\boxed{} \times \boxed{} / 2 = \boxed{}$

高さ = $Q_1 = Q_{1/30}$ (kN)

Q ΔW の面積 (斜線部分)

$$= \left(\text{(\triangle OACの面積)} - \text{(\triangle BACの底辺)} \times \text{(\triangle BACの高さ)} / 2 \right) \times 2 = \boxed{}$$

$= \delta \text{ (1/120rad時)} \times (Q_{1/30} / Q_{1/120})$
 ※このために $Q_{1/120}$ の計算を事前に行う。

よって,

$$h = \frac{1}{4\pi} \cdot \frac{\boxed{}}{\boxed{}} + 0.05 = \boxed{}$$

● 応答値

この建物の G_s および1階の階高に合った応答計算シートを指針p. C-1~C-19より見つけ出し、ここまでに求めた「耐力係数」と「減衰定数」をプロットする。

判定 (安全ゾーン ・ 条件付き安全ゾーン ・ 危険ゾーン)

< 奥行方向 >

【注意】 ※ 1/30の耐力及び剛性を用い、耐力係数 C_B や減衰乗数 h を算定しているが、計算結果の応答値が 1/30を超えても1/15以下であれば、条件付き（ねじれ、小壁付柱の柱の耐力が安全など）で、倒壊することはないと判断することができる。
 その場合、安全側の措置として耐力 C_B 及び減衰定数 h を1/15での再計算は省略可能とする。

● 耐力係数 C_B

$$C_B = \frac{Q_1 \text{ (1階の1/30rad時の耐力)}}{mg \text{ (1階が支える建物の全重量)}} = \frac{\boxed{}}{\boxed{}} = \boxed{}$$

\uparrow
 W_1+W_2

● 等価剛性 K_e

$$K_e = \frac{Q_1 \text{ (1階の1/30rad時の耐力)}}{\delta \text{ (1/30rad時の1階の変位)}} = \frac{\boxed{}}{\boxed{}} = \boxed{} \text{ kN/m}$$

$= \delta \text{ (1/30rad時)}$
 $= H \text{ (m)} / 30$

● 等価周期 T_e (1階の変形角が1/30rad時の剛性)

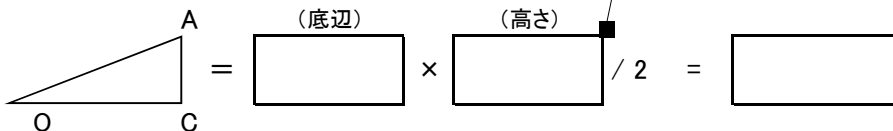
$$T_e = 2\pi \sqrt{\frac{m \text{ (全体の質量)}}{K_e \text{ (1/30rad時の1階の等価剛性)}}} = 2\pi \sqrt{\frac{\boxed{}}{\boxed{}}} = \boxed{} \text{ 秒}$$

$= mg / g$

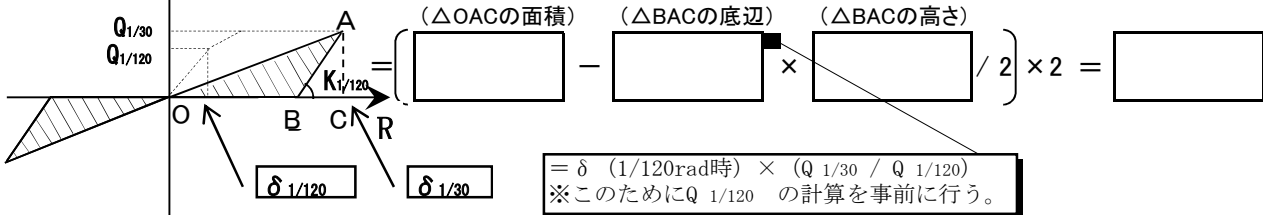
● 減衰定数 h

$$h = \frac{1}{4\pi} \cdot \frac{\Delta W}{W} + 0.05$$

W の面積 = $\triangle OAC$ の面積



$\triangle W$ の面積 (斜線部分)



よって,

$$h = \frac{1}{4\pi} \cdot \frac{\boxed{}}{\boxed{}} + 0.05 = \boxed{}$$

● 応答値

この建物の G_s および1階の階高に合った応答計算シートを指針p. C-1~C-19より見つけ出し、ここまで求めた「耐力係数」と「減衰定数」をプロットする。

判定 (安全ゾーン ・ 条件付き安全ゾーン ・ 危険ゾーン)

添付資料

<目次>

1 現地調査結果報告書 (A4 版)

- (1) 耐震診断のための現地調査チェックリスト..... p.
- (2) 建物図面 (縮尺 1/100 又は 1/200 程度) p.
 - ア 各階平面図 (大黒柱, 各通り名, 室名記入)
 - イ 各通り軸組図 (間口方向, 奥行方向別)
- (3) 耐震要素配置図 p.
 - ア 各階耐震要素配置図
 - イ 各通り耐震要素軸組図 (間口方向, 奥行方向別)
- (4) 調査状況写真 (撮影位置記入) p.
- (参考) 申込者作成資料
 - 事前調査表 p.
 - 改修等履歴 p.

2 限界耐力計算による耐震診断計算書 (A4 版)

- (1) 建物モデル化 p.
- (2) 設計荷重の算定 p.
 - ア 固定荷重
 - イ 積載荷重
 - ウ 地震用建物荷重
 - エ 地震力 (G_s の算定)
- (3) 復元力特性の算定 p.
 - ア 耐震要素の復元力特性の換算方法
 - イ 各通りの復元力特性の算定
(各階間口方向, 奥行方向別。変形角 1/30 及び 1/120 について)
 - ウ 平屋条件の検討
 - エ 安全限界変形角の設定 (原則 1/30。条件を満たしていれば 1/15)
 - オ 小壁付柱, ねじれの検討等 (耐震性能評価で最大変形角が 1/15 未満の場合に検討)
- (4) 耐震性能評価 (p.7,8 に記載。省略)
 - ア 間口方向
 - イ 奥行方向

京都市木造住宅耐震診断士等派遣 結果報告書について

この度は、木造住宅耐震診断士等の派遣事業にお申し込みいただきありがとうございました。

お申込みいただいた下記の派遣事業の結果について、報告書をお渡します。

木造住宅耐震診断士等から報告書の内容についての説明を受け、同報告書を受け取られましたら、下の欄に記名、捺印いただき、木造住宅耐震診断士等にお渡しいただきますよう、お願いいたします。

申請時派遣事業の区分	<input type="checkbox"/> 診断事業のみ <input type="checkbox"/> 基本計画作成事業
意向の確認	<input type="checkbox"/> 引き続き、基本計画事業を利用する。(定額 2 万円) ※京町家等に限る。 <input type="checkbox"/> 診断事業のみで終了する。
報告した木造住宅耐震診断士等の区分、氏名及び登録番号	木造住宅耐震診断士 ()
	構造診断士 (K-)

----- 切り取り -----

第 17 号様式 (第 19 条第 2 項, 第 30 条第 2 項関係)

報告書受取証

受 取 日	年 月 日
報告書の区分	<input type="checkbox"/> 木造住宅耐震診断結果報告書 <input type="checkbox"/> 京町家現地調査結果報告書及び京町家耐震診断結果報告書 <input type="checkbox"/> 耐震改修基本計画作成結果報告書
申請時派遣事業の区分	<input type="checkbox"/> 診断事業 <input type="checkbox"/> 基本計画作成事業
意向の確認	<input type="checkbox"/> 引き続き、基本計画事業を利用する。(定額 2 万円) ※京町家等に限る。 <input type="checkbox"/> 診断事業のみで終了する。
受 取 者	
備 考	受付番号 (-)

報酬支払請求書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
	(建築士事務所又は工務店) 所在地 〒 - 名称 (代表者)

京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱（第20条，第31条）の規定により，報酬の支払を請求します。			
派遣事業の区分		<input type="checkbox"/> 診断事業	<input type="checkbox"/> 基本計画作成事業
対象建築物概要	所在地	〒 - 京都市 区	
	構造	<input type="checkbox"/> 在来工法，枠組壁工法（木造住宅） <input type="checkbox"/> 伝統構法（京町家等）	
	階数	階	建築年次 年
	延べ面積	約 m ²	
	住戸の形態	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 長屋（ 戸） <input type="checkbox"/> 共同住宅（ 戸）	
調査日時			
派遣した木造住宅耐震診断士等の区分，氏名及び登録番号	木造住宅耐震診断士		（ ）
	現地調査診断士		（G- ）
	構造診断士		（K- ）
報酬基準に基づく請求金額			
備考		受付番号（ - ），申請者氏名（ ）	



受付番号 ー

申請者

様

耐震改修基本計画作成結果報告書

提出日 年 月 日

所在地 京都市 区

[現地調査診断士]

氏名

耐震診断士登録番号

所属する建築士事務所等名称

代表者名

所在地

電話番号

[構造診断士]

氏名

耐震診断士登録番号

建築士登録番号

所属する建築士事務所等名称

代表者名

所在地

電話番号

添付書類

- (1) 耐震改修の事業計画書
- (2) 現状の耐震診断書 ※ 診断事業の結果報告書から変更がない場合は、省略。
- (3) 耐震改修設計後の耐震診断書
- (4) 現状の平面図
- (5) 耐震改修の計画図面
- (6) 耐震改修の工事費概算見積り

はじめに

- ・ 本報告書は、目視調査や聞き取り調査で把握できる範囲の情報を基に、木造住宅耐震診断士等が、耐震改修の計画の案をお示しするものです。
- ・ 作成された基本計画は、申請者の方が耐震改修工事の実施検討を行ううえでの目安にしてください。
- ・ また、本報告書でお示しする工事費の概算見積りは、耐震改修工事に必要となる費用の見積りであり、それ以外の費用は含まれません。
- ・ なお、耐震改修工事を実施する過程の中で、建物の躯体の劣化等、当初想定していなかった事項が判明することにより、工事費等が概算見積りから変更されることもあります。

※ 間取りや内装の工事等の耐震改修工事の範囲を超える計画については、派遣事業の対象ではありません。

耐震改修工事の範囲を超える部分の計画が必要な場合は、別途、木造住宅耐震診断士等と合意のうえで協議してください。

耐震改修工事を検討される場合

「京安心すまいセンター（電話 744-1631）」では、皆様が耐震改修計画作成、耐震改修工事を行おうとするときに相談できる実務者名簿の公表や、京都市の耐震化支援事業の相談受付等、耐震化に関する支援を実施しています。是非御利用ください。

京都市 都市計画局 建築指導部 建築安全推進課（電話 222-3613）

耐震改修の事業計画書

(構造評点 1.0 以上 0.7 以上 1.0 未満)

1 補助対象建築物の概要

構造・規模	木造 地上 () 階建て
延べ面積	m ² (うち住宅部分 m ²)
建築年	(<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和) 年
耐震診断手法	<input type="checkbox"/> 一般診断手法 <input type="checkbox"/> 精密診断手法 (<input type="checkbox"/> 保有耐力診断法 <input type="checkbox"/> 保有水平耐力計算による方法 <input type="checkbox"/> 限界耐力計算による方法) <input type="checkbox"/> 京都市都市計画局発行の「京町家の限界耐力計算による耐震設計および耐震診断・耐震改修指針」に基づく限界耐力計算による耐震診断 <input type="checkbox"/> その他 ()
現況の耐震診断結果	
耐震改修後の耐震診断結果	

2 耐震改修の考え方 (※ 耐震改修基本計画の要点, 方針を簡潔に記入してください。)

--

3 耐震改修基本計画概要

改修箇所	改修概要